

契約段階のリスク回避対策

1. リスクチェックリスト項目とリスク対策の関係

| | | |
|--------------|---|---|
| (1) 請負い契約の場合 | ① 契約対象範囲の規定は必ず入れる。 | ❖ 契約対象範囲の規定、契約対象範囲の限定 |
| | ② 営業段階のリスクチェックリストの(以下同様)「13. 対象業務または部門」「14. お客様の意思決定者」「15. お客様の体制」「16. お客様の窓口」の評価で問題がある場合は、遅れや検討不備による影響を当社がかぶらないようにする条項を入れる。 | ❖ 発注者の責任による納期・費用変更の取扱い |
| | ③ 「17. 元請け」の評価でその不備による影響を受ける可能性がある場合は、その責任転嫁の条項を入れる。 | ❖ 発注者の責任による納期・費用変更の取扱い |
| | ④ 「21. 案件の確定度」が低い場合の要件追加・変更に備えるため、全体規模の上限設定条項および要件追加・変更条項を入れる。 | ❖ 契約対象範囲の限定、発注者に起因する開発要件の追加・変更の取扱い |
| | ⑤ 「22. 案件の難易度」が高い場合のうち、発注側の責任である共同業者または新技術採用のリスクが想定される場合はそれを避けるための条項を入れる。 | ❖ 共同業者に起因する納期遅れ・費用変更の取扱い、新技術の採用によるリスクへの対応 |
| (2) 委任契約の場合 | ① 委任契約においては正式には成果の完成責任を負わないが、成果を納期どおりに仕上げることを期待されている。そのために、契約では発注側での開発要件の追加や変更に伴う納期遅延や投入工数増については責任を負わない旨を明記しておくが、そのような要件の追加や変更があった場合にはその状況を発注側に適時・適切に状況報告していく必要がある。そうしないと、次回の契約が期待できなくなる。 | ❖ 責任範囲の限定 |

2. 契約書に盛り込む文言案

A. 請負い契約・委任契約共通リスクがあると考えられる部分については、以下の文言を契約に入れるということで交渉を行う。

発注者にとって厳しい規定のようであるが、以下の理由で案外すんなり通る可能性もある。トラブルが起きてからでは揉めるが、この内容は発注者の責任として当然のことである。事前段階では自分たちの責任を果たそうと思っているはずで、建前として反対はできない。

以下において「発注者」には「元請け」を含む。

A. 請負い契約・委任契約共通

契約対象範囲の規定

1. 当契約の対象範囲は資料 X X に記述されている範囲を対象とし、範囲の基本部分は以下のとおりとする。
 - 業務名またはシステム名
 - 対象開発工程
 - インタフェース対象システム名と対象データ名

B. 請負い契約の場合

契約対象範囲の限定

- a. 要件定義工程の請負いの場合
 1. 当該システムの利用対象部門・対象業務が以下に列記する範囲を超える場合は、両社協議の上合意した納期・料金を見直すこととする。
- b. 外部設計以降の工程の請負いの場合
 1. 開発対象システムの機能数（または画面数）が以下の数値を超える場合は、超える部分については当契約における開発料金に含まないものとする。この範囲を超えて開発を行う場合は、別途見積りを行う。

発注者の責任による納期・費用変更の取扱い ※以下から適宜選択して利用する。

1. A（発注者）の責任で実施すべき開発環境等の準備が遅れたことによる B（受注者）の作業遅れによる最終的な納期遅れについては、Bはその責めを負わない。
2. 場合によって、納期遅延に伴う B（受注者）の機会損失についても社会通念上認められる範囲で A は補償を行う。
3. A（発注者）が文書（両社が出席する会議の議事録を含む）で合意した A が実施すべき案件の対応方法の決定または資料作成が、合意した規定の期日を遅れたことによる B（受注者）の作業遅れによる最終的な納期遅れについては、Bはその責めを負